目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動の原則等(第3条一第7条)
- 第3章 市民と議会との関係(第8条-第10条)
- 第4章 市長等と議会との関係 (第11条・第12条)
- 第5章 政策立案等の推進(第13条-第15条)
- 第6章 政治倫理、議員報酬等(第16条—第19条)
- 第7章 議会事務局の充実等(第20条―第22条)
- 第8章 他の条例等との関係及び見直し手続(第23条・第24条)

附則

朝な夕なに秀麗富士を仰ぎ、富士箱根伊豆国立公園に抱かれた三島市は、恵まれた自然環境と歴史文化が調和しながら未来に向かって絶えず躍動していくまちである。

三島市議会(以下「議会」という。)は、日本国憲法に定める二元代表制の下、 地方自治体における最高の意思決定を行う議事機関として、市民福祉の向上及び市 政の発展のために活動していかなくてはならない。

地方分権一括法の施行により、地方自治体は自治事務の全てを自ら決定することとなり、議会の役割と責任の重要性は増している。

議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨実現を目指し、地方自治体の事務執行の監視機能及び立法機能を発揮し、自由で闊達な討議を通じて、政策立案及び政策提言を行う責務を有する。

議会は、市民の意思を代弁する合議制の機関として、市民参加と協働の下、公平 性及び透明性を確保しながら、論点や争点を広く市民に明らかにし、市民との情報 共有を進めるなど、開かれた議会としての使命を負うものである。

ここに、継続的な改革と資質の向上に努め、市民の負託にこたえていくことを決

意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割と責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 市民 市内に居住する者をいう。
 - (2) 市民等 市民及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
 - (3) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
 - 第2章 議会及び議員の活動の原則等

(議会活動の原則)

- **第3条** 議会は、議事機関として、公平性及び透明性を確保するとともに、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることができるように 努めること。
 - (2) 市長等による市政の運営状況についての監視機能を果たすこと。
 - (3) 立法機能の強化に向けて、政策立案及び政策提言に努めること。
 - (4) 議員間の討議を尊重し、合意形成に努めること。
 - (5) 市民等にわかりやすい言葉で説明責任を果たすこと。
 - (6) 多様な人材が議員として議会における活動を円滑に行うことができるよう、 必要な環境の整備に努めること。
 - (7) 継続的に議会改革に取り組むこと。

(議員活動の原則)

- 第4条 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、誠実かつ公正に、次に 掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、その全体の福祉の向上を目指すこと。

- (2) 議員間の討議を積極的に行い、政策立案、政策提言及び市長等による市政の 運営状況についての監視(以下「政策立案等」という。)に努めること。
- (3) 自己研さんによる資質の向上に努めること。

(議長の権限及び役割)

- **第5条** 議長の権限については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定によるものとし、その役割については、法、条例及び会議規則の規定その他議長が別に定めるところによるものとする。
- 2 議長は、中立公正な立場において、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(会派)

- **第6条** 議員は、議会における活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策その他政治的理念を共有する議員により構成するものとする。
- 3 会派は、政策立案等を行うため、調査研究に努めなければならない。 (災害発生時等の行動)
- **第7条** 議員は、天災その他の災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、 市長等と協力するとともに、議長が別に定めるところに従い、適切に行動しなけ ればならない。
 - 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び協働の推進)

- 第8条 議会は、議会に関する情報を積極的に市民等に発信し、当該情報の共有に 努めなければならない。
- 2 議会の会議(以下「本会議」という。)は、法第115条第1項本文の規定により公開とし、その傍聴に関し必要な事項は、法第130条第3項の規定により議長が規則で定める。
- 3 委員会の会議は、公開とし、その傍聴に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 4 議会は、市民等の意見を把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させるため、市民等との多様な意見交換の場を設けるものとする。
- 5 議会は、法第115条の2第2項に規定する参考人の制度による市民等、学識経

験者等の専門的知見等の活用に努めるものとする。

6 議会は、請願又は陳情の審査に際し、その趣旨を十分に理解するため、請願者 又は陳情者から意見を聴取する場を設けることができる。

(議会報告会)

- 第9条 議会は、市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させるため、議会報告会を実施しなければならない。
- 2 議会報告会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。(議会広報の充実)
- 第10条 議会は、議会に対する市民等の関心が高まるよう、情報通信技術の活用その他多様な広報手段を講ずることにより、議会に関する情報の積極的な発信に努めなければならない。
- 2 前項に規定する議会に関する情報の発信を推進するため、議会だより編集委員会を置く。
 - 第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会及び議員との関係)

- 第11条 議員は、二元代表制の趣旨を尊重し、市長等との関係においては、緊張感の保持に努めなければならない。
- 2 議会は、議案の審議、議決等を通じて、市長等による市政の運営状況について、 監視機能を果たすとともにその評価を明らかにするよう努めるものとする。
- 3 議員は、本会議又は委員会の会議において質問又は質疑を行う際には、論点又 は争点を明確にしなければならない。
- 4 本会議又は委員会の会議において答弁をしようとする者は、質問又は質疑の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。

(議決事件の拡大等)

- 第12条 議会は、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の拡大に努める ものとする。
- 2 前項の議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特に重要な市の計画、施策等について、

市長等に説明を求めることができる。

4 議員は、法令に特別の定めがある場合を除き、原則として市長等の附属機関等 の委員その他の構成員に就任しないものとする。

第5章 政策立案等の推進

(委員会における政策立案等)

第13条 委員会は、その所管に属する事項についての専門的な調査研究を積極的に 行い、政策立案等に努めるものとする。

(自由討議の推進)

第14条 議会は、合議制の機関として、合意形成を図るため、委員会の会議において委員間の自由討議を積極的に行うものとする。

(議員研修の充実)

- **第15条** 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、研修の充実に努めなければならない。
- 2 議会は、前項に規定する研修の実施に当たっては、広く各分野における議員の 専門的な知識の向上が図られるよう努めるものとする。
 - 第6章 政治倫理、議員報酬等

(政治倫理)

第16条 議員は、選挙により負託を受けた主権を有する市民の代表であるとの自覚の下、高い倫理観を備え、品位の保持に努めなければならない。

(議員定数)

第17条 議員定数は、法第91条第1項の規定により、別に条例で定める。

(議員報酬)

- 第18条 議員報酬の額及び支給方法は、別に条例で定める。
- 2 議員報酬の額の改定に際しては、三島市特別職報酬等審議会条例(昭和39年三島市条例第3号)第1条に規定する三島市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする。

(政務活動費)

第19条 会派及び議員は、政務活動費の活用に際しては、政策立案等のための調査 研究その他の活動に資するよう、これを有効かつ適正に執行しなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の使途について、透明性を確保するとともに、市 民等に対する説明責任を果たさなければならない。
- 3 政務活動費に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 議会事務局の充実等

(議会事務局の充実)

第20条 議会は、立法機能及び市長等による市政の運営状況についての監視機能の 強化を図るとともに、その活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査機能 及び法務に関する能力の充実並びに組織の整備に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(予算の確保)

- 第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の強化を図る ため、必要な予算の確保に努めるものとする。
 - 第8章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第23条 この条例のほか、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の規定との整合性を確保しなければならない。

(見直し手続)

- 第24条 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、議会運営委員会に おいて、この条例の施行の状況について、市民の意見等を勘案し検証するととも に、その結果を積極的に市民等に公表しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定による検証に基づき、この条例の改正その他の適切な措置 を講じなければならない。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。